

保発 0209 第 2 号
令和 6 年 2 月 9 日

都道府県知事 }
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る
療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 2 号）により取り扱われているところであるが、令和 6 年 12 月 2 日に現行の健康保険証の発行が終了することに当たっては、受領委任の施術所において、引き続き、患者の資格情報のみを確認できるオンライン資格確認（※）の仕組み（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）を導入する必要があるため、その一部を別紙 1 及び 2 のとおり改正し、別紙 1 は令和 6 年 4 月 1 日、別紙 2 は同年 12 月 2 日からそれぞれ適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

（※）利用者証明用電子証明書による本人確認の上、保険者にオンライン資格確認等システムを通じて資格情報の照会を行い、資格情報の提供を受ける方法をいう。

改正後	改正前
<p>別添1</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 保険施術の取扱い</p> <p>16・17 (略)</p> <p>(受給資格の確認等)</p> <p>18 <u>受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。</u></p> <p>(1) <u>施術管理者は、自らが又は勤務する施術者が患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。</u></p> <p><u>ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>施術管理者は、オンライン資格確認の利用に当たって「資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約」を遵守すること。</u></p> <p>19～21 (略)</p> <p>(個人情報取扱い)</p> <p>21の2 <u>施術管理者は、療養費の受領等の業務のために知り得た</u></p>	<p>別添1</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 保険施術の取扱い</p> <p>16・17 (略)</p> <p>(受給資格の確認等)</p> <p>18 <u>施術管理者は、自らが又は勤務する施術者が患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。</u></p> <p><u>ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。</u></p> <p>19～21 (略)</p> <p>(新設)</p>

<u>患者に関する個人情報について、適切に取り扱うものとする</u> こと。	
22・23 (略)	22・23 (略)
第4章～第10章 (略)	第4章～第10章 (略)

改正後	改正前
<p>別添1</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 保険施術の取扱い</p> <p>16・17 (略)</p> <p>(受給資格の確認等)</p> <p>18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 施術管理者は、自らが又は勤務する施術者が患者から施術を求められた場合であって、患者がオンライン資格確認により療養費を受領する資格があることの確認を求めた場合においては、(1)の規定にかかわらず、オンライン資格確認により療養費を受領する資格があることを確認すること。</u></p> <p><u>ただし、やむを得ない事由によってオンライン資格確認により当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 施術管理者は、やむを得ない場合を除き、(2)に規定する場合において、患者がオンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないこと。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>19～23 (略)</p>	<p>別添1</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 保険施術の取扱い</p> <p>16・17 (略)</p> <p>(受給資格の確認等)</p> <p>18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>19～23 (略)</p>

第4章～第10章 (略)

第4章～第10章 (略)